

2009年5月21日

法学研究科委員会承認

博士後期課程入学試験における外国語試験について

1. 外国語試験は、英語、独語、仏語、中国語のうち2科目について行う。但し、一定の要件を満たす場合には、試験科目に加点を行うことができる。
2. 試験科目の加点の認定
別紙の要件を満たす場合には、本人の申請に基づき当該試験科目につき加点をすることができる。
3. 試験科目の免除
司法試験合格者については、本人の申請に基づき外国語試験科目を1科目とすることができる。その場合の試験科目については、外国語1科目及び専門科目1科目とする。
4. 2010年度大学院入学試験より適用する。

以上